

市内まるごと介護予防教室開催事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳴門市内随所で65歳以上の高齢者（以下「シニア」という。）を元気にする教室があふれる環境づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すため、シニア向け介護予防教室を開催する事業者の募集等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集事業対象者)

第2条 「市内まるごと介護予防教室開催委託事業」（以下「まるごと介護予防教室」という。）を契約することができる者（以下「事業対象者」という。）は、鳴門市内で営業する法人又は個人事業主であって、次に掲げる要件をいずれにも満たすものとする。ただし、同一の事業対象者との契約は1回に限る。

- (1) 鳴門市内に本店又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 鳴門市内の本店又は事業所において、鳴門市在住である5人以上のシニア向けに介護予防教室を開催できること。
- (3) 同一事業について、他の補助金・委託等を受けていないこと。
- (4) 高齢者が参加しやすい配慮がなされていること（安全対策を含む。）
- (5) 現在営業しており、まるごと介護予防教室を契約する日以後も事業継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、事業対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業対象者としなない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に定める事業のいずれかを行う事業所。
- (2) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団等に該当する者
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- (4) 介護予防教室の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

(事業計画の申請)

第3条 まるごと介護予防教室の申請をしようとする者は、第6条に定める申請期限までに事業計画申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、長寿介護課窓口にて申請し、確認を受けなければならない。

- (1) 会社案内等事業概要の確認ができる資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請書に添付すべき書類のうち、事業計画の確認の上、特に必要がないと認めるものについては、省略させることができる。

(事業計画の確認)

第4条 市長は、前条の規定による事業計画の申請を受けたときは、当該申請の内容を確

認し、申請内容がこの要領に定める要件を満たす場合は、まるごと介護予防教室を契約することができる。

(委託額等)

第5条 委託額は、上限10万円(消費税及び地方消費税を含めない)とし、介護予防教室を契約期間内に2日以上かつ2回以上開催すること。

(申請期限)

第6条 事業計画の申請期限は、令和6年12月23日までとする。ただし、予算に達した場合はこの限りでない。

(委託業務期間等)

第7条 まるごと介護予防教室の契約期間は契約時から令和7年1月31日までとし、実績報告の提出期限は令和7年2月28日までとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、まるごと介護予防教室の募集等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。